



令和8年3月18日

報道関係者各位

## 令和7年度第3回山形県文化財保護審議会における山形県指定有形文化財 の指定の答申について

令和8年3月18日（水）に開催された標記審議会において、下記のとおり知事へ答申されましたので、お知らせいたします。

なお、指定については、今後、所有者の同意を得た後に、県公報での告示をもって正式に指定となります。

### 記

#### 1 答申の内容

県指定有形文化財の指定 1件

種別	文化財の名称・員数	所有者
彫刻	どうぞうぼさつりゅうぞう 銅造菩薩立像 1 軀	宗教法人中性院（山形市大字山寺）

#### 2 今回答申後の県指定文化財の件数について

	現在の指定件数	今回指定答申の 件数	合 計
総 数	5 2 5	1	5 2 6
うち有形文化財（彫刻）	7 5	1	7 6

#### 【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課  
博物館・文化財保存活用室 室長補佐 齋藤  
TEL：023-630-3342 / FAX：023-624-9908  
広報監 観光文化スポーツ部次長 丸子

(別紙)

## 答申予定の文化財

### 県指定有形文化財の指定

- ①種 別：彫刻
- ②名 称：銅造菩薩立像
- ③員 数：1 軀
- ④所有者：宗教法人中性院
- ⑤文化財の所在場所：中性院（山形市大字山寺）
- ⑥概 要：

本像は、腹を突き出す弓なりの体形で、天衣を膝前で交差させ、面部が小さく童顔で腰を細く作るなど7世紀後半（飛鳥時代後期）の様式を踏まえながら、その表現をさらに過剰にしていることや、両手の肩から先は別に铸造され、<sup>びょう</sup>鋌でとめるという技法が用いられていること等から、制作年代は、8世紀後半（奈良時代後期）と考えられる。面相表現や冠、天衣の細部表現など繊細な感覚を見せる優れたもので、奈良時代の金銅仏の遺品として貴重なものである。

